

議案第17号

守谷市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例

守谷市男女共同参画推進条例（平成21年守谷市条例第1号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年3月10日 提出

守谷市長 松丸修久

令和 年 月 日 原案 決

議案	頁数
17号	1

守谷市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例

守谷市男女共同参画推進条例（平成21年守谷市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

（5）性自認 自己の性別の認識のことをいう。

（6）性的指向 自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向のことをいう。

第7条第1号及び第12条第1項中「性別」を「性別若しくは性自認又は性的指向」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案	頁数
17号	2

提案理由（議案第17号）

提案の理由を申し上げます。

本案は性の多様性を理解し、誰もが自らの意志と権利が尊重され、個性や能力を発揮できる社会を築く取組を進めるため、守谷市男女共同参画推進条例の一部を改正し、性的マイノリティへの差別の禁止を明示するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
17号	3

守谷市男女共同参画推進条例新旧対照表

改 正	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) から (4) まで (略)</p> <p><u>(5) 性自認 自己の性別の認識のことをいう。</u></p> <p><u>(6) 性的指向 自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向のことをいう。</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p>(権利侵害の禁止)</p> <p>第7条 市民の誰もが、社会分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>(1) <u>性別若しくは性自認又は性的指向</u>を理由とする権利侵害及び差別的な取扱い</p> <p>(2) から (4) まで (略)</p> <p>(相談及び意見等への対応)</p> <p>第12条 市は、<u>性別若しくは性自認又は性的指向</u>を理由とする権利侵害及び差別的な取扱い、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント又は</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) から (4) まで (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p>(権利侵害の禁止)</p> <p>第7条 市民の誰もが、社会分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>(1) <u>性別</u>を理由とする権利侵害及び差別的な取扱い</p> <p>(2) から (4) まで (略)</p> <p>(相談及び意見等への対応)</p> <p>第12条 市は、<u>性別</u>を理由とする権利侵害及び差別的な取扱い、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント又は</p>

17号	議案
4	页数

パワー・ハラスメントによる被害若しくは不利益を受けた者からの相談があった場合は、必要に応じて関係機関と連携を図り、適切な対応をするよう努めなければならない。

パワー・ハラスメントによる被害若しくは不利益を受けた者からの相談があった場合は、必要に応じて関係機関と連携を図り、適切な対応をするよう努めなければならない。

17号	議案
5	页数